

別添

規則等の名称	処分基準及び審査基準 （自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律）
根拠法令	1 デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律(令和5年法律第63号)により改正される自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律(平成13年法律第57号) 2 モデル処分基準等の改定について(令和6年1月31日警察庁丁交企発第56号)
趣旨	デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律(令和5年法律第63号)により自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律(平成13年法律第57号)の一部改正により認定証が廃止され、これに代わる標識が定められるとともに、認定証の再交付及び書換え等が廃止されたことから、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律にかかる処分基準等を改正するもの。
概要	処分基準 行政処分(指示及び営業停止)の基準について、 認定証等掲示義務違反 → 標識掲示等義務違反 認定証返納義務違反 削除 その他項ずれ、文言修正 等を行った 審査基準 認定証の再交付及び書換えの基準を削除
施行日	令和6年4月1日
県民意見等を募集しなかった理由	法令に基づく行政処分であり、全国の警察において一律の運用を図る必要があるところ、警察庁から示された処分基準に沿う内容で策定しており、県民意見の募集を行っても、その意見を反映させる余地は極めて少なく、募集を行う意味が乏しいため。
その他参考事項	